	東京都新宿区
	愛住町、荒木町、市谷加賀町一丁目及び二丁目、市谷甲良町、市谷砂土原町一丁目から三丁目まで、市谷左内町、市谷台町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目から三丁目まで、市谷八幡町、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷船河原町、岩戸町、榎町（次の図面に示す部分に限る。）、神楽坂一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、片町、河田町、喜久井町、次の図面に示す部分に限る。）、北町、北山伏町、細工町、須賀町、左門町（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町、大京町（次の図面に示す部分に限る。）、筆笥町、富久町（次の図面に示す部分に限る。）、戸山一丁目、二十騎町、払方町、原町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）、南町、南山伏町、矢来町（次の図面に示す部分に限る。）、余丁町、榎町、横寺町（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四谷坂町、四谷三栄町、四谷本塩町、若葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、若松町、若宮町並びに早稲田南町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　陸上自衛隊名寄駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道名寄市	北海道名寄市	北海道名寄市
字内淵八十四番地	字内淵（次の図面に示す部分に限る。）	字大橋、字智恵文、字内淵、字日進及び字瑞穂（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれる道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道稚内市	北海道稚内市	北海道稚内市
大字宗谷村字大岬	大字宗谷村（次の図面に示す部分に限る。）	大字宗谷村珊内及び大字宗谷村豊岩（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字宗谷村珊内及び大字宗谷村豊岩以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道礼文郡礼文町	北海道礼文郡礼文町	北海道礼文郡礼文町
大字船泊村字沼の沢番外地	大字船泊村、大字船泊村タカヤマ及び大字船泊村沼の沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字船泊村（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村ウエントマリ（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村ウエンナイホ（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村タカヤマ（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村チイサントマリ、大字船泊村沼の沢（次の図面に示す部分に限る。）及び大字船泊村ノトウシ（次の図面に示す部分に限る。）
		一　北緯四十五度二十六分五十一秒、東経百四十一度三分八秒の点 二　北緯四十五度二十六分三十五秒、東経百四十一度三分五十一秒の点 三　北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度三分五十八秒の点 四　北緯四十五度二十五分四十一秒、東経百四十一度三分四十九秒の点
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域